

みなさまから寄せられた「お客様の声」を紹介します(7月)

尾花沢国道維持出張所では、みなさまから寄せられた「お客様の声」を反映させることで、より安全・安心な道路を提供できるよう努めています。

7月にいただいた「お客様の声」の件数・内容を紹介します。

今後とも、お気づきになった点、道路に関するご意見・ご要望など、お気軽にご連絡ください。

パトロール中にも

7月の「お客様の声」

ご要望等おっしゃってください



管理係長



管理係長

項目	情報内容	7月	H20. 4月 ~H20. 7月 累計
路面について		0	5
落下物について	道の駅「むらやま」の近くで、空き缶の詰まった袋が落ちている。 他3件	4	14
動物の死骸について	猫の死骸があるので片付けてほしい。	1	7
排水施設について	国道の雨水が私有地まで流れ込んでくるので、なんとかしてほしい。 他1件	2	11
植栽、除草について		0	5
歩行者用施設について	歩道の一部で、陥没している箇所がある。 他1件	2	3
車道施設について		0	10
電気・機械設備について		0	1
除雪について		0	0
工事について		0	3
許認可について	看板の占用申請を予定しているが、どのような手続きが必要なのか教えてほしい。 他2件	3	4
他管理者について		0	10
その他	飼い猫がいなくなったのだが、保護されていないか？	1	10
合計		13	83



歩道の陥没について



地元小学校の先生からの通報で発覚しました。子供達の通学路でもあるので、その日のうちに対処しました。

私達も日々、限られた予算・人員・時間の中でやりくりしパトロールを実施していますが、道路の隅々までは必ずしも目が行き届かないのが現状です。

皆様のご協力もあって初めて、安全・安心な道路管理が成り立ちます。道路敷の内外を問わず、少しでも異変を見つけた場合は、速やかな情報提供にご協力お願いいたします。

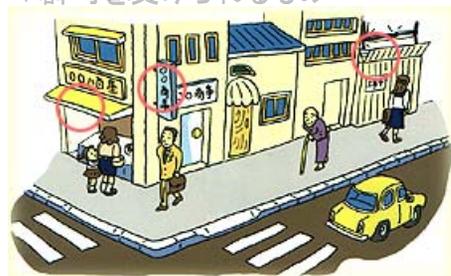
私達国土交通省は、あらゆる災害に備え、365日・24時間体制を確保していますので、ご安心ください。



管理係長

CHECK 占用について CHECK

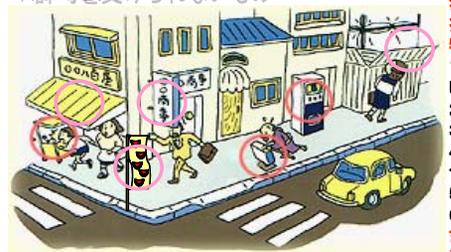
▼許可を受けられるもの



水管、下水道管、鉄道、ガスパイプ、電柱及び電線等を道路に設置するとき

- ・地上に物件や施設を設置する場合
- ・電気、電話、ガス、上下水道などを地下に埋設する場合
- ・看板、日よけ、工事用の足場等を道路に設置するとき

▼許可を受けられないもの



歩道は歩行者が安全に通行できる唯一の場所です。指定がある場合は自転車も通行します。限られた歩道の幅を狭める個人の物件は、通行者の安全を脅かすものですから許可になりません。

1. 道路の建築限界をおかしているもの(路面からの高さが基準をみしていないもの)
2. はく離または落下等のきけんがあるもの
3. 表示の内容及びデザイン等が美観風致をそこなうもの
4. 道路(附属物・・・橋、横断歩道橋、街路樹、道路標識、ガードレール等を含む)に直接立て、または添架するもの
5. 信号機及び道路標識その他これに類するものに障害をあたえるもの
6. その他道路管理上特に支障を及ぼすもの

また、歩道に直接置く看板や歩道にはみ出して設置する自動販売機など交通の妨げになる危険なものの設置は禁止されています。

占用・不法占用については、出張所通信 2007. 10-1をご確認ください。

具体的には

・置き看板・立て看板・商品置場・自動販売機・ノボリ旗や横断幕・露店、売店・装飾ひしや軒・クーラー室外器、ベンチ、フラワーポット・資機材、自転車やバイク、自動車・広告、看板などの支柱・その他 など

※設置の期間(一時的)によっては許可となるものもあります。

※許可なく歩道や車道を個人的に利用することはできません。

道路管理者以外の方が、国道敷地内に何かしらの構造物(上下水道管、電柱、ケーブル類、看板など)を設置する場合を、【道路への占用】と言い、手続きが必要となります。

手続きを行うことで、その構造物の設置により道路利用者の安全が損なわれないか、他の道路工事とブッキングしないか等の審査を行います。

参考までに、インターネットのアドレス<http://www.thr.mlit.go.jp/>(東北地方整備局ホームページ・申請→占用)をご覧ください。

手続き窓口は、お近くの国道維持出張所で受け付けてますので、疑問等があれば気兼ねなく、おたずねください。



管理係長

貴重なご意見ありがとうございました。
お気づきの点がございましたら、
お気軽にご連絡ください

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など
どんどんお寄せ下さい!

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

〒999-4221

山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1

TEL. 0237-23-2521

FAX. 0237-23-2523



8月の出張所通信

- 8-1. 花の植栽活動紹介～亀割観音町内会&大場さん岸さん～&花のかけはし除草
- 8-2. 安全第一☆最上地区第1回安全パトロール
- 8-3. 穴ぼこあったらパッチング～
- 8-4. (株)中嶋組が優良工事施工会社として表彰されました
- 8-5. みなさまから寄せられた「お客様の声」を紹介し(6月)
- 8-6. SRラインの試験施工を行いました
- 8-7. 除草作業ありがとうございました～東根市生涯学習神町地区民会議&花のかけはし～
- 8-8. 夏の交通安全県民運動に参加しました
- 8-9. 危険!! 道路への落下物にご注意を!